

一、吳鎮守府正籍、特務正官准正官、下士官及兵ニ付記載ス
二、配屬跡ノ分、諸巡府縣出身者ニ付、ナモ記載ス
三、配屬シタル範圍ニ於テ出来得ル限リ詳細ニ記載ス
四、他人ノ用ニ參照ハシ申渡シタル證書或欄ニ相違ナシ、記載ス

62-788

香川縣

昭和五年三月十日

三男七郎香川長

此等地方事務及事務部後有香川長

死後有香川長

依後人等前、七八八部照會首與之、中、同し調査
依後人等前、七八八部照會首與之、中、同し調査

記

元永長

昭和五年三月十日

元永長

元永長

記

佐世保地方復興局

82-14



25-10-71

[illegible]



廣島縣吳島区内吳市下山手町
吳地方復興員事務所
復興課課長 一柳 甲

五月十日



15-11

往者
所地

君 臣

属部咏

三

一
一
印

卷一

入團年凡

昭和十五年四月

殺
擒
魂

股

宋

普
傳

官守叙

上卷終

氏名

100

入籍分課

丙子年正月

嘉和十五年二月二十日

藏地到者早矣

嘉慶十七年五月二十六日

勤勞概要

嘉慶二十二年九月日

己未年五月一日

(昭和十九年五月十九日)

病名二受傷部位

大英新報

（一）

敘病後傷風八

宣統元年正月十四日奉 諭旨 著交部議處

戰政時狀

光緒十九年三月二十日奉旨諭旨

右申告ス

昭和二十一年十月三日

申告	本籍地	現住所	所屬部隊	氏名
			七四〇 七二二部隊	
			同	
			入籍番	
			海軍上等兵曹	

備考

- (一) 本調査は部隊長より現務員を募集し、吳地方復興局へ通報せしめ、結果を以て、吳地方復興局へ送付し、記載す。
- (二) 本調査は、特務隊員、准尉、下士官等に付記す。
- (三) 同府県人は勿論、他府県出身者にも、一層記載すること。
- (四) 知得し、なる範囲で、出来る限り詳細に記載すること。
- (五) 他人の調査と重複し、重複する事項は、右調査欄に相手方と記載すること。
- (六) 先

吳地方復興局人事部長宛

54-10

21. 彼は、いつ、どこへ行ったのか？

↓ 先生は、彼がいつ、どこへ行ったのかを尋ねた。

21. 彼は、いつ、どこへ行ったのか？

↓ 先生は、彼がいつ、どこへ行ったのかを尋ねた。

5

之

21. 彼は、いつ、どこへ行ったのか？

↓ 先生は、彼がいつ、どこへ行ったのかを尋ねた。

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

21. 彼は、いつ、どこへ行ったのか？
→ 先三(送付)なわに取替元(預金)を。

